

名古屋市達第29号

環 境 局
環 境 事 業 所
健 康 福 祉 局
保 健 所

名古屋市保健環境委員会運営規程（昭和32年名古屋市達第15号）の一部を次のように改正する。

令和 7年 9月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

第 7条中「から第 4項まで」を「及び第 3項」に改める。

附 則

この達は、令和 7年10月 1日から施行する。